

病気等に係るその他の拒否等の事由及び基準

臨時適性検査通知書を受けた者

適性検査受検命令又は診断書提出命令（以下「受検等命令」という。）に違反した者

臨時適性検査通知書を受けたことにより保留（停止）された者が、その保留（停止）の期間内に重ねて臨時適性検査通知書を受けた場合において、その者が臨時適性検査の受検義務に違反して臨時適性検査を受けないときは、受けないことについてやむを得ない理由があるときを除き、免許を拒否（取消し）

臨時適性検査を受けた場合（上記の場合を除く。）には、免許の保留（停止）

受検等命令についても、同様の基準